

2時限目：10:30～12:30 法律論文試験 (民法・刑法) (1) ページ / (2) ページ

1

(配点：80点)

次の文章を読んで、後記〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

1. 令和5年7月2日、注文者Xと請負人Aは、X所有の土地に、Aが鉄筋コンクリート造5階建ての建物を、代金5億円で建築する旨の請負契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。本件契約では、代金について、契約日に10%、着工日に30%、棟上げ日に40%、引渡日に20%を支払うこととされ、引渡日は、令和6年7月11日とされた。また、建物についての登記は、本件契約に基づく報酬の全額が支払われるのと引き換えに行うこととされたものの、甲建物についての所有権の帰属については、特に約定は定められなかった。
2. Xは、本件契約に従い、Aに対し、請負代金債務の履行として、令和5年7月2日(契約日)に5000万円、同月9日(着工日)に1億5000万円、同年8月9日(棟上げ日)に2億円を支払った。
3. Aは、必要な材料を全て自ら調達し、令和6年7月11日、本件契約で定められた仕様どおりに、建物(以下「甲建物」という。)を完成させた。
4. 本件契約では、甲建物の引渡日に残代金を支払うこととされていたものの、Xは資金繰りに難航し、残代金を支払うことができないでいた。そのため、甲建物の引渡しは未了である。

〔設問1〕

このとき、Xは、Aに対して、甲建物の引渡しを請求することができるか。

前記【事実】1から4に続いて、以下の事実があった。

5. Aは、甲建物の完成後、本件契約に従い、Xに対して残代金の支払を請求していたが、Xの財政状況は改善することがなく、残代金の支払は滞ったままであったため、Aは、Xからの残代金の支払に不安を感じたことから、残代金を担保する意図で、甲建物につき、Aを名義人とする所有権保存登記を経由した。なお、Xは、Aが甲建物について自己名義の所有権保存登記を経由したことを認識していたものの、特段異議をとどめなかった。
6. その後も、AがXに対して残代金の支払を請求しても、色よい回答が得られなかったことから、Aは、残代金回収のため、甲建物を他に売却することを計画し、甲建物の売却相手を探していた。
7. Aが甲建物の売却相手を探していたとき、Yが売却相手に名乗り出てきたため、AはYに対して、【事実】5および6の事情を説明した。Yは、かねてよりXに対して恨みを抱いていたため、Xに損害を与える目的で、Aの計画に同意することとし、令和6年8月2日、XA間で甲建物を1億円で売却する契約が締結された。その後、同月5日に、YからAへの代金全額の支払と、甲土地につき、Yへの所有権移転登記がなされた。

〔設問2〕

このとき、甲建物の所有権者がXであることを前提とすると、Xは、Yに対して、甲建物に係る所有権移転登記の抹消登記請求をすることができるか。理由を付して解答しなさい。

2時限目：10:30～12:30 法律論文試験 (民法・刑法) (2) ページ / (2) ページ

2

(配点：80点)

下記の事例におけるX、Yの罪責について論じなさい(建造物侵入罪の成否については除外する)。なお、Xの罪責について論じる際、自説と対立する有力な見解が存在する論点においては、その内容についても可能な限り踏まえながら論じるよう留意すること。

Xはかねてより不仲であった会社の同僚Aの自動車(以下、「A車」とする)に火をつけることを思い立ち、高校時代の後輩であるYに対して、夜間にAの住んでいるマンションから50メートルほど離れた場所にある居住者用の屋外駐車場に赴き、その中のどこかに駐車しているA車につき、車種や形状、ナンバー等を教えた上で、これを探し出し、ガソリンをかけて燃やしてくるように依頼した(なお、同駐車場では特に駐車的位置は指定されていなかった)。Yは当初難色を示したものの、Xは既に準備してあったガソリン入りのポリタンクや着火用のライター、軍手など犯行に必要な道具を渡した上で、成功したら報酬として5万円をYに交付することを約束し、「バレやしないから大丈夫だ、頼む」などと説得した。Yは借金の返済に困っていたため、報酬目当てにこれを引き受けることにした。ただしXは、無関係の他人を巻き込むことは望んでおらず、大規模な火事になると発覚するリスクが高まると考えたことから、同時に「近くに他人の車やバイクがあったら大事になるかもしれないし、お前も危なくなるから、その場合はやめてくれ」とも伝え、Yもこれを了承した。

犯行当日の深夜、Yは上記駐車場に赴き、教えられたナンバー等を手掛かりに止められていたA車を発見すると、軍手をはめ、持参したガソリン約1リットルを車体のほぼ全体にかけた上、ライターで点火し、直ちに逃走した。炎は高さ約60センチ程度にまで達したものの、通報により到着した消防隊の消火活動により鎮火した。A車は車体のほぼ全体が焼け焦げたほか、左右前輪のタイヤ、後部ランプ、トランク内部等、多くの部分が脱落・欠損するに至った。

本件当時、A車の左側部から西側約5メートルの位置には同じマンションの居住者であるB所有の自動車が止められていたが、同車には何ら被害は生じなかった。他方、A車の右側部から東側約4メートルの位置には周囲を金網で囲んだごみ集積所が設けられており、当時同所には一般家庭から出された可燃性ごみ約300キログラムが置かれていた。駐車場付近には他の建造物等は存在していなかった。当日は比較的風が強く、また風向きも安定していなかった。Yはこれらの状況を認識しつつも大事にはならないだろうと判断して犯行に及んだが、Xはこうした事情を把握しておらず、Yはより安全な状況で実行に移すだろうと思っていた。

1

(配点：80点)

Xと同性Aは長年同居しており、婚姻したいと考えていた。もともと、現行法上、同性婚は認められていないため、居住するB県のパートナーシップ条例にもとづき、パートナーシップを証明してもらった。なお、同条例で「パートナーシップ」とは、「婚姻関係と異ならない程度の実質を備える二者間の社会生活関係」と定義され、パートナーシップ関係を証明してもらうためには、一定の要件を充たす必要がある。

XとAは平穏な生活を送っていたが、Aが同僚Cによって殺害されたため、Xは悲しみにくれていた。そんなXに対し、知人の弁護士Dは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下「法」という。）にもとづき、遺族給付金（法4条1号）の支給の裁定を申請するよう助言した。

これを受けてXは、自身は法5条1項1号（以下「本件規定」という。）の「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」の括弧書きに該当すると主張して、法10条1項にもとづき、B県のY公安委員会に遺族給付金の支給の裁定を申請した。これに対し、Y公安委員会は、XとAが同性であることを理由に、Xは本件規定には該当しないとして、遺族給付金を支給しない旨の裁定をした。そこでXは、上記裁定の取消しを求めて訴訟を提起した。

〔参照条文〕

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障

害が残つた者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

略

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- 一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。）

略

(遺族の範囲及び順位)

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

略

(裁定の申請)

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

【設問】

- 1 (1) Xの憲法上の主張について述べなさい。

(2) (1)に対するY公安委員会の反論について述べなさい。
- 2 1の両者の主張をふまえ、あなた自身の見解について論じなさい。

1

(配点 : 40点)

(1)以下の文章は、法令・判例に照らすといずれも誤っている。3行程度で、誤っている箇所を指摘し、正しい内容を記載せよ。

(a)株主総会で議決権行使をする代理人を株主に限定する旨の定款規定が存在する会社が存在する。当該会社の法人株主の従業員は、個人株主の地位も持つ場合に限り、当該会社の株主総会における議決権を代理行使することができる。

(b)会社の設立をする際には、資本金の額を、定款に記載し登記簿に記載しなければならない。

(c) 代表取締役が、取締役会の決議を経ないで第三者と重要な財産を処分する契約を締結した場合であっても、代表取締役が社内の内部的権限制約に違反したにすぎないので、当該第三者が善意であれば、当該契約は有効となる。

(2)東証プライム市場上場の株式会社甲社は、令和5年9月1日、取締役会において同日17日を発行日として、転換社債型新株予約権付社債の発行を決議した(以下、当該社債を「本件新株予約権付社債」といい、この発行を「本件発行」といい、この決議を「本件決議」という。)。甲社は、本件決議での発行条件として、本件新株予約権付社債の社債部分(以下、「本件社債」という。)の払込額、及び新株予約権部分(以下、「本件新株予約権」という。)の転換価格について、甲社代表取締役Aが、市場動向などを勘案して決定することとした。

甲社及び共同主幹事引受会社は、9月1日市場取引終了後、機関投資家数百社に対して一斉に案件の情報提供を行い、本件新株予約権付社債取得の意向や希望価格、数量について照会を行った。また、甲社は、Pコンサルティング会社(以下、「P社」という。)から、本件新株予約権付社債にかかる評価報告書を取得していた。P社は、本件新株予約権の転換価格を1450円とする令和5年9月2日付評価報告書を提出した。P社報告書においては、モンテカルロ・シミュレーションを用いた本件新株予約権付社債の理論価値総額から社債部分価値総額を減じた新株予約権の理論価値総額が算定される一方、新株予約権付社債の募集価格総額から社債部分総額を減じて新株予約権の実質的な対価総額を算出するという手法でなされていた。この結果、本件新株予約権の理論価値総額は合計25億円、本件新株予約権の実質的な対価(新株予約権発行の払込金額に相当する)総額は30億円であり、本件新株予約権の実質的な対価総額が理論価値総額を5億円上回っているとされた。

以上の検討を経て、Aは、9月2日の市場取引開始前に発行条件を決定し公表した。すなわち、本件社債の払込金額について額面金額1000万円の101%、本件新株予約権の転換価格について1450円とし、本件社債は無利息とする、という発行条件であった。発行条件決定前の9月1日付の甲社株式終値は1437円であったところ、同月2日の終値は、1163円、同月16日の終値は1038円となった。

Xは、本件発行当時、甲社株式3000万株(議決権保有比率21%)を保有していた。Xは、本件発行を原因とした甲社株価下落による自らの財産価値の毀損について、Aの賠償責任を追求したいと考えている。

上記事例において、Xの請求内容とその見通しについて検討しなさい。

1

（配点：40点）

問 次の問題文を読んで、以下の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

Xは、貸金業者Yに、1000万円の金銭を借り受けた（以下、「本件債務」という）。Xの主張によれば、確かに1000万円を借りたが、その後XはYに本件債務につき複数回にわたり弁済し、それが合計600万円に達しているため、本件債務は残り400万円になっている。ところが、Yは「本件債務はまだ1000万円存在する」と争っている。そこで、Xは、Yに対し、「本件債務は400万円を超えては存在しないことを確認する」との訴えを提起した（以下、「本件訴え」という）。

〔設問1〕

本件訴えによる審理の結果、Xらの弁済により本件債務は残り200万円になっているとの心証を持った場合、裁判所は「本件債務は200万円を超えては存在しない」との判決をすることができるか、条文や訴訟上の問題点を踏まえ、本件訴えにおける訴訟物を明記した上で、検討しなさい。

〔設問2〕

本件訴えによる審理の結果、Xらの弁済によっても本件債務は残り400万円以上存在するとの心証を持ったとき、裁判所は、どのような判決をすべきか、設問1と判例を踏まえて検討しなさい。

1

(配点：40点)

以下の〔事例〕を読んで、最高裁による下掲の判断（最高裁(大)平成15年4月23日判決・刑集57巻4号467頁）を前提として、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

- 1 宗教法人Aの責任役員であるXを被疑者として、理事会に諮らずにA所有の土地4筆（以下「本件土地」）を代金1億円で株式会社Bに売却したうえで、B名義の所有権移転登記をそれぞれ了した（以下「本件売却行為」）という事件に対する捜査と、本件売却行為に先だって、理事会に諮らずに本件土地のそれぞれに（Xを債務者とする）債権額2000万円の根抵当権を設定したうえで、その旨の登記をそれぞれ了した（以下「本件抵当権設定行為」）という事件に対する捜査がそれぞれおこなわれた。
- 2 検察官Pは、一連の捜査を経て、本件売却行為と本件抵当権設定行為のいずれについても、有罪の判決を得られるほどの嫌疑があるという見解に至った。ただし、Pは、本件抵当権設定行為の立証に関して、根抵当権の設定の直前に開催された理事会における議決にあいまいな部分が認められるので、これまでの捜査の成果にもとづいて起訴すれば証拠調べが紛糾して公判手続の大幅な長期化を招くであろうという見解に達した。
- 3 Pは、もっぱら本件売却行為にかかる事実を起訴状に記載して、業務上横領の罪でXに対する公訴を提起した（以下「本件起訴」）。

〔最高裁(大)平成15年4月23日判決・刑集57巻4号467頁〕

「委託を受けて他人の不動産を占有する者が、これにほしいままに抵当権を設定してその旨の登記を了した……後、その不動産につき、ほしいままに売却等による所有権移転行為を行いその旨の登記を了したときは、委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をしたものにほかならない。したがって、売却等による所有権移転行為について、横領罪の成立自体は、これを肯定することができるというべきであり、先行の抵当権設定行為が存在することは、後行の所有権移転行為について犯罪の成立自体を妨げる事情にはならない」。

【設問】

本件起訴は適法であるのか否かについて、具体的な事実をもとに、審判の対象という側面と訴追の必要という側面のそれぞれから検討して論じなさい。なお、〔事例〕の2におけるPの見解のそれぞれについては、いずれも証拠に裏づけられた合理的な判断の過程によって導かれたものとする。